

公立沖縄北部医療センター整備協議会 設置要綱等の改正について

令和 7 年 3 月 25 日協議会

公立沖縄北部医療センター整備協議会事務局
(沖縄県医療政策課)

1 公立沖縄北部医療センター整備協議会設置要綱等の一部改正

1 整備協議会の設置目的

公立沖縄北部医療センターの基本的枠組みの詳細その他公立沖縄北部医療センターの整備に関して必要な事項について協議を行う。

2 改正内容（整備協議会設置要綱第3条及び第7条関係、整備協議会幹事会運営要領第2条及び第8条関係）

- (1) 整備協議会の委員に一般財団法人沖縄県北部医療財団理事長を加える。
- (2) 整備協議会幹事会の幹事に一般財団法人沖縄県北部医療財団専務理事を加える。
- (3) 整備協議会及び同幹事会の庶務に一般財団法人沖縄県北部医療財団を加える。

3 改正理由

令和7年度に一般財団法人沖縄県北部医療財団が設立されることに伴い、公立沖縄北部医療センターの運営主体として、整備協議会及び整備協議会幹事会における協議に加わえる必要があるため。

2 新旧対照表

○ 整備協議会設置要綱

改正後			現 行		
第1条～第6条 (略) (庶務) 第7条 協議会の庶務は、沖縄県保健医療介護部医療政策課、 <u>沖縄県北部医療組合及び一般財団法人沖縄県北部医療財団</u> において処理する。 第8条 (略) 附 則 (施行期日) <u>1 この要綱は、一般財団法人沖縄県北部医療財団設立登記の日から施行する。</u> 別表第1(第3条関係) 協議会構成委員			第1条～第6条 (略) (庶務) 第7条 協議会の庶務は、沖縄県保健医療介護部医療政策課及び沖縄県北部医療組合_____において処理する。 第8条 (略) 附 則 (新設) 別表第1(第3条関係) 協議会構成委員		
No	構成団体及び職名	役職	No	構成団体及び職名	役職
18	<u>一般財団法人沖縄県北部医療財団理事長</u>	委員		(新設)	

○ 整備協議会幹事会運営要領

改正後			現 行		
第1条～第7条 (略) (庶務及び幹事会等に係る調整) 第8条 幹事会等の庶務は、沖縄県保健医療介護部医療政策課、 <u>沖縄県北部医療組合及び一般財団法人沖縄県北部医療財団</u> において処理する。 第9条 (略) 附 則 <u>1 この要領は、一般財団法人沖縄県北部医療財団設立登記の日から施行する。</u> 別表第1(第2条関係) 幹事			第1条～第7条 (略) (庶務及び幹事会等に係る調整) 第8条 幹事会等の庶務は、沖縄県保健医療介護部医療政策課及び沖縄県北部医療組合_____において処理する。 第9条 (略) 附 則 (新設) 別表第1(第2条関係) 幹事		
No	構成団体及び職名	役職	No	構成団体及び職名	役職
20	<u>一般財団法人沖縄県北部医療財団専務理事</u>	幹事		(新設)	